

船員保険の  
疾病任意継続  
被保険者の  
皆さまへ

# 平成31年4月分からの 保険料率のお知らせ

一般保険料率は平成31年3月分までと変わりません

平成31年3月分まで **9.93%**

[ 疾病保険料率 9.60% / 災害保健福祉保険料率 0.33% ]



平成31年4月分から **変更なし**

介護保険料率は平成31年3月分までと変わりません

平成31年3月分まで **1.61%**



平成31年4月分から **変更なし**

## 介護保険料率について

- 介護保険第2号被保険者に該当する方は、40歳以上65歳未満の方です。
- 介護保険に必要な費用は、年度ごとに決められることとなっています。そのため、保険料率についても毎年度改定されることになります。
- 介護保険に必要な費用は、40歳以上の方に納めていただく介護保険料等で賄われています。

これにより、疾病任意継続被保険者の方の保険料率は、次のとおりとなります

介護保険第2号被保険者に  
該当されない方 **9.93%**

介護保険第2号被保険者に  
該当される方 **11.54%**

船舶所有者に使用されている被保険者の方については、疾病保険料率と介護保険料率の2分の1および災害保健福祉保険料率のすべてが船舶所有者の負担になりますが、疾病任意継続被保険者の方については、船舶所有者の負担がないことから、そのすべてを負担することとされています。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いします。

平成31年4月からの**疾病任意継続被保険者の標準報酬月額**の上限は、引き続き**44万円**です

退職時の標準報酬月額が44万円以上の方は、平成31年4月分保険料(平成31年4月10日納付期限)以降も標準報酬月額44万円として保険料が算定されます。



全国健康保険協会 船員保険部  
船員保険

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/senpo>

## 船員保険疾病任意継続被保険者の方の保険料額

【平成31年4月分(4月納付分)～】

(単位:円)

標準報酬		報酬月額		船員保険料	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合	介護保険第2号被保険者に該当する場合
等級	月額			9.93%	11.54%
1	58,000	円以上	円未満 ～ 63,000	5,759	6,693
2	68,000	63,000	～ 73,000	6,752	7,847
3	78,000	73,000	～ 83,000	7,745	9,001
4	88,000	83,000	～ 93,000	8,738	10,155
5	98,000	93,000	～ 101,000	9,731	11,309
6	104,000	101,000	～ 107,000	10,327	12,001
7	110,000	107,000	～ 114,000	10,923	12,694
8	118,000	114,000	～ 122,000	11,717	13,617
9	126,000	122,000	～ 130,000	12,511	14,540
10	134,000	130,000	～ 138,000	13,306	15,463
11	142,000	138,000	～ 146,000	14,100	16,386
12	150,000	146,000	～ 155,000	14,895	17,310
13	160,000	155,000	～ 165,000	15,888	18,464
14	170,000	165,000	～ 175,000	16,881	19,618
15	180,000	175,000	～ 185,000	17,874	20,772
16	190,000	185,000	～ 195,000	18,867	21,926
17	200,000	195,000	～ 210,000	19,860	23,080
18	220,000	210,000	～ 230,000	21,846	25,388
19	240,000	230,000	～ 250,000	23,832	27,696
20	260,000	250,000	～ 270,000	25,818	30,004
21	280,000	270,000	～ 290,000	27,804	32,312
22	300,000	290,000	～ 310,000	29,790	34,620
23	320,000	310,000	～ 330,000	31,776	36,928
24	340,000	330,000	～ 350,000	33,762	39,236
25	360,000	350,000	～ 370,000	35,748	41,544
26	380,000	370,000	～ 395,000	37,734	43,852
27	410,000	395,000	～ 425,000	40,713	47,314
28	440,000	425,000	～	43,692	50,776

- 平成31年度における疾病任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、440,000円です。
- 介護保険第2号被保険者に該当する方は、40歳以上65歳未満の方であり、一般保険料率(9.93%)に介護保険料率(1.61%)が加わります。
- 疾病任意継続被保険者の方の一般保険料率(9.93%)は、疾病保険料率(9.60%)と災害保健福祉保険料率(0.33%)を合計した率です。
  - ・疾病保険料率のうち、6.84%は保険給付等に充てられるための基本保険料率となり、2.76%は後期高齢者支援金等に充てられる特定保険料率となります。
  - ・災害保健福祉保険料率は、健診等に充てられるものです。

### 保険料の納付方法

疾病任意継続被保険者の方の保険料は、納付書により毎月納付する方法のほか、次の方法があります。納付方法の変更に関するご相談などにつきましては、全国健康保険協会船員保険部までお問い合わせください。

**前納による納付** 3月と9月に一定期間分を前納(まとめ払い)することができ、  
保険料が割引になります。  
納付期限は前納開始月の前月末となります。

**【一定期間分】**  
6カ月分:4月分～9月分または10月分～翌年3月分  
12カ月分:4月分～翌年3月分